

在サンクトペテルブルク日本国総領事館

お知らせ

(2017年度版母子手帳(親子健康手帳)配布のご案内)

平成26年以降、一般社団法人親子健康手帳普及協会から外務省に対し、海外に居住される邦人妊婦等の皆様へ母子手帳(親子健康手帳)を無償提供したいとの申し出があり、当館を通じて皆様に配布しております。

1 配布対象者

- ①日本国籍を有する方
- ②当館管轄区域内に在住し、当館に在留届を提出されている方
- ③現在妊娠中または出産後まもない方(小さなお子様をお持ちの方も含む)、またはその配偶者

2 入手方法

ご来館時に領事窓口にてお申し出下さい。なお、パスポート等の日本国籍が確認できるものをご準備下さい。

3 参考

(1)配布中の母子手帳(親子健康手帳)は、妊娠中から子供が20歳になるまで記録できる手帳です。

(2)2016年に「母子保健法」が改正され、これまで任意だったB型肝炎ワクチンの接種が義務化されたことに伴い、2017年度版は、記載内容が一部変更されています。

(3)数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。なお、在庫がなくなり次第、配布は終了となります。

※日本では、個人への販売もしていますので、詳細は、[親子健康手帳普及協会](#)のホームページをご確認ください。